

低入札価格工事に係る契約不適合責任期間中の現場調査及び報告要領

(目的)

第1条 低入札価格工書の品質を確保するため、松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領第15条第8項の規定に基づく現場調査の実施及び報告をするにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領を適用する工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札価格工事」という。）である。

(計画書の作成)

第3条 低入札価格工書の受注者は工事目的物の引渡し時、契約不適合責任期間中に行う年1回の現場調査に関する計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者の承認を得る。

2 計画書には次の各号に掲げるものを記載する。

(1) 調査体制

複数の技術者で行い、最低1名は低入札価格工事に従事した技術者であること。

(2) 調査員の役職、氏名、保有資格

調査員の保有資格は、低入札価格工書の監理（主任）技術者となり得る資格を有する者とする。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 調査時期

目的物の引渡しを受けてから、契約不適合責任期間中の1・2・3・4年後と一定の期間を置いて行う。

(4) 調査方法

ア) 竣工時に提出した管理図表を用いて、調査結果を対比すること。

イ) 橋梁等近づけない場合は、別途協議すること。

ウ) 調査に必要な法的手続きを取ると共に、第三者も含めた事故防止措置を行うこと。

(5) 連絡先

(6) その他必要事項

(現場調査)

第4条 前条で作成した計画書に基づき、契約不適合責任期間中の4月末までに当該年度の具体的な調査日程表を提出し、調査を開始する5日前には発注者に事前連絡する。

2 必要があれば、発注者は調査に立会することができる。

3 調査中に異常があれば、ただちに発注者に連絡し、指示を受けて追加調査等を行う。

(報告)

第5条 前条に基づき現場調査した結果は、調査終了後10日以内に報告書を提出して、発注者の確認を受ける。

2 契約不適合責任期間の最終年度には当該年度の報告書とは別に、契約不適合責任期間中の調査結果を取りまとめた全体報告書を提出して、発注者の確認を受ける。異常等があれば、発注者と協議し、指示を受けて対応策を取る。

(その他)

第6条 この調査や必要な対応策等に要する費用はすべて受注者の負担とする。

2 必要な書式は別紙様式による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。